

自転車事故の概況

青森警察署

◎ H28. 1. 1～6. 30の自転車乗車中の交通事故発生状況(青森警察署管内)

注: 数値は速報値のため概数です。

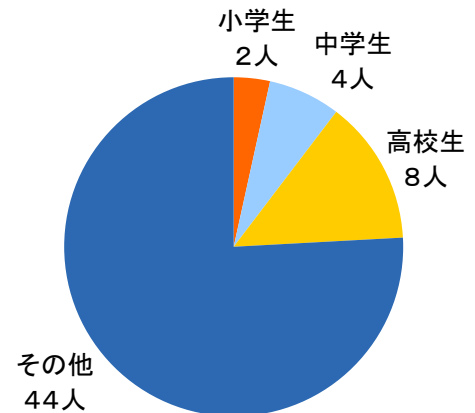
1 自転車乗車中の年齢層別死傷者数

小・中・高校生が、全体の約25%を占めています！

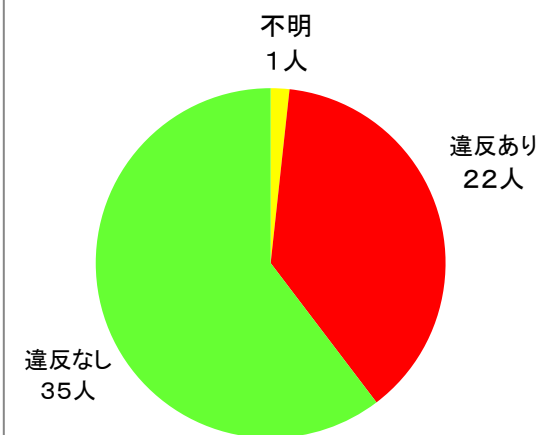
交通事故による死傷者数は年々減少傾向にありますが、自転車乗車中の交通事故による死傷者数の割合は、本年に入ってから増加傾向にあります。

中学生の負傷者数は、ここ5年で最も多く4人となっています。
高校生の負傷者数は、昨年と同数の8人となっています。

	H24	H25	H26	H27	H28
死傷者数(全事故)	717	602	467	477	449
うち自転車乗車中死傷者数	85	70	59	46	58
構成率	11.9%	11.6%	12.6%	9.6%	12.9%



2 自転車乗車中における死傷者の違反の有無



自転車乗車中の交通事故のうち、

約4割が自転車にも違反がありました。

自転車の違反別にみると、

- 交差点安全進行義務違反
- 通行区分違反(右側通行等)
- 安全運転義務違反
- 信号無視
- 一時不停止

などの交通違反が見られます。



3 自転車利用者に対する指導取締り状況

平成27年6月から、「危険行為」を繰り返した自転車利用者には、「自転車運転者講習」が義務付けられました。

県内では、平成28年6月末までに、

安全運転義務違反3件、整備不良1件、信号無視1件の計5件を「危険行為」として検挙しています。

3年以内に「危険行為」を2回以上繰り返すと、講習の対象となります。

また、違反者に注意を促すため、「指導警告票」を交付しています。

指導警告票の交付を受けても、講習の対象にはなりません。

「危険行為」とは・・・

- 信号無視
 - 一時不停止
 - 車道の右側通行
 - ブレーキが無い自転車を運転
- などの違反をして、交通切符で検挙され、処罰の対象になったものです。

「自転車指導警告票」の交付件数(1月～6月)

	H27	H28	前年比
青森県内全体	1364	1465	+ 101
青森警察署管内	653	1121	+ 468

H28年中の、青森警察署管内における自転車指導警告票は、県内全体の**約75%**を占めています。

主な違反は、無灯火410件、並進353件となっています。

交通ルールを守って、交通事故防止！よろしくお願いします！

【自転車安全利用五則】

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
- 5 子どもはヘルメットを着用

